

静岡市海洋・地球総合ミュージアム(仮称) 整備運営事業 実施方針に関する意見への回答

- ・ 静岡市海洋・地球総合ミュージアム(仮称) 整備運営事業実施方針に関して、令和4年3月2日までに寄せられた意見のうち一部について回答を公表します。今回掲載していない意見の回答については改めて公表しますのでご承知おきください。多くの意見をいただき、誠にありがとうございました。
- ・ 意見は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。
- ・ 今後、意見を踏まえた実施方針の内容の詳細化等を行う予定であり、最終的には入札説明書等で提示しますので御留意ください。

令和4年3月31日
静岡市

■実施方針意見一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	意見内容	回答
1	5	1	(1)	⑤	カ	ミュージアムショップ及びレストラン・カフェに関する事項	目的外使用料については、無償もしくは売上に対する上限付きの歩合制としてください。また上限額の算定根拠の内、建物価格に対する使用料は建物価格の5%ではなく、建物価格の毎年の減価償却額相当分の5%程度としてください。	ご意見として承ります。
2	7	2	(2)			募集及び選定に関するスケジュール	この規模の施設にしては、入札説明書等の公表から提案書の提出期限があまりにも短くないでしょうか。令和2年での公示と同様に7か月程度設定いただくことを要望します。また、公募から1回目の質問までの期間がほとんど無いように見受けられますが、1か月程度取っていただきますようお願いいたします。	ご意見として承ります。
3	7	2	(2)			募集及び選定に関するスケジュール	令和2年の公示に示されていた「東海大学・JAMSTECとの連携に関する確認書の受付」「確認書の回答」が今回のスケジュールには含まれていませんが、この機会を設けていただけるよう、お願いいたします。	ご意見として承ります。
4	7	2	(2)			募集・選定スケジュール	入札説明書の公表から選定までのスケジュールが通常のPFI事業に比べかなり短いと感じられました。提案期間の延長もしくは公告を遅らせることについてご検討可能でしょうか。	ご意見として承ります。
5	7	2	(2)			募集及び選定に関するスケジュール	入札説明書等の公表(R4. 4下旬)から参加表明等の受付締切(R4. 5下旬)についてご意見させていただきます。本事業は「運営事業リスクの十分な分析とリスクテイクが可能な企業の選定に時間を要すること」及び「運営業務に関して東海大学、JAMSTEC様との連携が規定されていること」が他のPFI事例とは異なる大きな特色であると考えます。継続安定的な事業を確保すべく、十分なコンソーシアムメンバーとの対話とリスク分析の時間をいただきたく、参加表明等の受付締切を少なくとも2か月程度(R4. 7下旬)ご猶予いただけますようお願い申し上げます	ご意見として承ります。

■実施方針意見一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	意見内容	回答
6	7	2	(2)			募集及び選定に関するスケジュール	入札説明書等の公表(R4. 4下旬)から提案書の提出期限(R4. 7下旬)についてご意見させていただきます。本事業は運営業務を含む混合型PFIであることから、提案書作成・積算に関して一定の時間を要することと思慮します。今回は、さらにコンソーシアムメンバー以外の東海大学、JAMSTEC様との連携をしっかりと提案に反映し、よりよいご提案をご提出させていただくために提案書の提出期限を4か月程度(R4. 11下旬)ご猶予いただけますようお願い申し上げます。	ご意見として承ります。
7	13	2	(4)	②	イ	5) 運営にあたる者	これだけの大規模の施設の運営のため、参加資格要件としては単なる運営実績のみでなく、運営施設の規模(3千㎡以上)や運営年数(10年以上)などの条件や、大規模の指定管理者施設の運営実績も必要ではないでしょうか。	原文のとおりとします。
8	14	2	(6)	①		基本協定書の締結	基本協定書で独禁法違反や談合等により違約金が課される場合、本事業において独禁法違反や談合等を行った場合に限定し、違約金についてもコンソーシアム企業全社が連帯してリスクを負担するのではなく、帰責企業が連帯してリスクを負担する建付けとして頂きますようご検討をお願い致します。本事業以外の事由も対象であったり、連帯債務がある場合、構成員及び協力企業が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性があり、構成員及び協力企業にとってリスクが過大で、本事業への参加が困難となる可能性がございますので、ご検討お願い致します。	ご意見として承ります。
9	19	7	(1)			法制上及び税制上の措置に関する事項	法制や税制の改正により措置が可能となる場合において貴市は検討を行うとありますが、法制や税制の改正に伴う対応は民間事業者では極めて難しいため、貴市にてご対応いただきますようお願いいたします。	ご意見として承ります。